

「特定個人情報保護評価書（全項目評価書）（案）」に対する意見募集結果

お寄せいただきましたご意見と、そのご意見に対する本広域連合の考え方を取りまとめましたのでご報告いたします。

今回、ご意見をお寄せいただきました方々のご協力に厚く御礼申し上げます。

（1）意見の募集期間

平成27年5月27日（水）～平成27年6月25日（木）

（2）実施方法

- ・本広域連合ホームページへの掲載
- ・本広域連合事務局での閲覧

（3）意見の受付方法

- ・本広域連合事務局への持参
- ・本広域連合ホームページ フォームメール
- ・本広域連合への郵送・ファクシミリまたは電子メール

（4）意見件数

1名、8件（意見の概要については別紙のとおり）

（5）意見に対する「本広域連合の考え方」の概要

区分	意見等の反映状況	件数
A	意見を受けて修正したもの	
B	案と意見の趣旨が同様と考えられるもの	
C	案を修正していないが、今後の施策の進め方等の参考とするもの	
D	案に取り入れなかったもの	
E	案の内容についての質問等	7
F	案に対する意見ではないもの	1

※ お寄せいただきましたご意見につきましては、一部趣旨を変更しない程度に取りまとめ、意見の概要として示しておりますことをご了承願います。

○特定個人情報保護評価書（全項目評価書）（案）意見等検討結果一覧表

No.	意見の概要	意見に対する広域連合の考え方
1	<p>住民意見募集の手続きとして、住所・氏名の記載を必須条件としている法的根拠はあるのか。</p> <p>情報を公表する際には、住所・氏名は伏せられるため、提出用件として必要ない。</p> <p>住民が意見を述べるときに心理的なハードルを設けるべきではない。</p>	<p>住民意見募集の手続き上、氏名・住所の記載を必須事項としなければならない法律はありません。</p> <p>当広域連合では、「北海道後期高齢者医療広域連合住民意見募集手続要綱第6条第3項」において住所、氏名及び連絡先等の提示を求めることができると規定しており、今回の住民意見募集においては、いただいた意見に不明な点があった場合に内容の確認をとることがあるほか、匿名による大量提出等の問題も考えられるといった観点から、住民意見募集要領において、住所・氏名・電話番号等の必要事項の明記をお願いしています。</p> <p>いただいたご意見につきましては、今後の事務の参考とさせていただきます。</p>
2	<p>評価書17ページに「一部事務組合又は広域連合と構成地方公共団体との間の特定個人情報の授受について（通知）」（平成27年2月13日府番第27号、総行住第14号、総税市第12号）を引用しているが、通知自体を参考資料として付けることができないのか。</p>	<p>ご意見を踏まえて、当広域連合公式ホームページに掲載いたしました。</p>
3	<p>広域連合と構成市町村間での情報のやりとりは「同一部署内での内部利用となる」とあるが、構成市町村において法第9条第2項に基づく条例がつけられるということか。</p>	<p>「一部事務組合又は広域連合と構成地方公共団体との間の特定個人情報の授受について（通知）」の「2 構成地方公共団体の事務の一部を共同処理する場合について」により、同一部署内での内部利用に該当するため条例整備は不要となります。</p>

No.	意見の概要	意見に対する広域連合の考え方
4	<p>「構成市町村の窓口担当部署が他の部署から適切に入手した情報」とあるが、構成市町村において、法第9条第2項の条例がつくられるということか。</p>	<p>構成市町村の窓口担当部署が他の部署から特定個人情報を入手する場合は、当該市町村において法9条第2項に基づく条例を整備する必要があります。</p> <div data-bbox="1353 479 1474 573" style="text-align: right; border: 1px solid black; padding: 5px;">E</div>
5	<p>独自事務のために、構成市町村の窓口担当部署が後期高齢者医療に関する情報を融通することはあるのか。もしあるとすれば、構成自治体において法第9条第2項の条例がつくられるのか。</p>	<p>構成市町村の窓口担当部署から他の部署への後期高齢者医療に関する特定個人情報の授受を行う必要がある場合は、当該市町村において法第9条第2項に基づく条例を整備する必要があります。</p> <div data-bbox="1353 853 1474 949" style="text-align: right; border: 1px solid black; padding: 5px;">E</div>
6	<p>法別表第一で定める事務以外の事務（独自事務）を行う場合、広域連合の情報と構成市町村の独自事務との連携はあるか。</p>	<p>広域連合が保有する特定個人情報を、構成市町村の独自事務と直接連携することはありません。</p> <div data-bbox="1353 1285 1474 1375" style="text-align: right; border: 1px solid black; padding: 5px;">E</div>
7	<p>法第9条第2項に基づく条例は、誰が・いつつくるのか。</p>	<p>法第9条第1項で定める事務以外の事務でマイナンバーを利用しようとする構成市町村が、当該事務において特定個人情報の保有を開始するまでに条例を整備することとなります。</p> <div data-bbox="1353 1682 1474 1771" style="text-align: right; border: 1px solid black; padding: 5px;">E</div>

No.	意見の概要	意見に対する広域連合の考え方
8	<p>法第9条第2項に基づく構成市町村の条例は、同じ内容の条例になるよう、広域連合できちんと指導をすること。</p>	<p>法第9条第2項に基づく条例は、地方公共団体が地域の実情を踏まえて行う事務に関して整備するものとなっております。</p>
		E